

国立大学法人奈良教育大学出版会規則

平成20年7月17日
制 定

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学(以下「本学」という。)に、奈良教育大学出版会(以下「出版会」という。)を置く。

(目的)

第2条 出版会は、ブックレット等学術関連図書の刊行・頒布を主たる事業とし、本学の研究とその成果の発表を助成するとともに、我が国の学術・教育・文化の振興・発展に寄与することを目的とする。

(会長)

第3条 出版会に会長を置き、国立大学法人奈良教育大学長をもって充てる。

(運営)

第4条 出版会の運営は、副学長(研究担当)が行う。

(運営に関する委員会)

第5条 出版会の円滑な運営を図るため、奈良教育大学出版会運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第6条 出版会の事務は、学術情報課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、出版会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月17日から施行する。